

保存版

保護者各位

与那原町教育委員会
与那原町子育て支援課

暴風来襲における幼稚園の臨時休業並びに幼児の安全確保について

1 臨時休業を行う場合

登園前にテレビ・ラジオの台風情報をよくご覧ください

登園予定日の午前6時までに発令された暴風警報が、午前6時を過ぎても引き続き解除されない場合は、臨時休園とします。

沖縄県教育委員会がマスコミや気象台の協力を得て、テレビ、ラジオで臨時休業を伝えます。

テレビやラジオで伝えられない場合でも、町教育委員会が臨時休業の判断をすることもあります。その場合、町内放送や各幼小中学校のすぐメール等でお知らせします。また、園長(学校長)は、学区内の状況(河川の氾濫、道路の決壊、土砂崩れなど)に応じ、独自に臨時休業を行う場合もあります。

2 登園後、暴風警報が発令された場合

暴風警報発令後、直ちに降園となりますので、ご家庭での安全確保をお願いします。この場合も、町内放送や各幼小中学校のすぐメール等でお知らせします。

台風接近が予想される場合は、臨時降園のことも念頭において、適切なご対応をお願いします。

3 警報解除に伴う登園

テレビやラジオでは、「警報解除に伴う登校」については、放映・放送されません。

	警 報 の 状 況	園児の対応	給食
1	午前6時までに解除	普通どおり登園	弁当持参
2	午前6時以降に解除	臨時休園 〔 各家庭で安全にお過ごし下さい。 外出しないようにお願いします。 〕	

※各学校のすぐメール等の登録を行っていない保護者は、お早めの登録をお願いします。